

公益社団法人米子広域シルバー人材センター会員業務就業規約

(目的)

第1条 公益社団法人米子広域シルバー人材センター(以下「センター」という。)の会員(以下「会員」という。)が発注者(センターを通じて会員に業務を委託する者をいう。以下同じ。)の委託を受けて業務を実施する場合の就業条件は、センターと発注者との間で別に定めるもののほか、本規約に定めるところによるものとする。
(業務の具体的内容及び会員業務委託料)

第2条 センター利用規約第3条に規定する発注者がセンターを通じて会員に委託する業務(以下「会員業務」という。)の具体的内容及びセンター利用規約第6条に規定する会員業務の対価として発注者が会員に支払う会員業務委託料(第7条第1項に規定する費用を含む。以下同じ。)は、センターと発注者との間で別に定めるものとする。

(就業条件に係る会員の同意等)

第3条 センターは、会員業務を実施する会員(以下「業務実施会員」という。)の就業条件を本規約に定める内容並びに前条に規定するセンターと発注者が別に定めた内容及び会員業務委託料(この条において「業務実施会員の就業条件」という。)とすることについて、業務実施会員の同意を得るものとする。

2 前項の業務実施会員の同意があったときは、発注者と業務実施会員との間において、業務実施会員の就業条件を契約の内容とする会員業務に係る請負契約又は準委任契約が成立したものとする。

3 センターと発注者は、第1項に規定する業務実施会員の同意があった後においても、当該同意した内容を変更することができるものとする。

4 センターは、前項の規定により当該同意した内容が変更された場合は、改めて業務実施会員の同意を得るものとする。

5 前項の業務実施会員の同意があったときは、第2項を準用する。この場合において、「業務実施会員の就業条件」を「業務実施会員の就業条件の変更」と、「請負契約又は準委任契約」を「請負契約又は準委任契約の変更」と読み替えるものとする。

(会員業務委託料の支払)

第4条 発注者は、第2条の規定に基づく会員業務委託料を業務実施会員に支払うものとする。

2 業務実施会員は、会員業務委託料の発注者への請求及びその受領をセンターに委託するものとする。

3 発注者は、センターが発行する請求書に定める支払期日までに会員業務委託料をセンターに支払うものとする。

4 発注者は、前項の会員業務委託料の支払に係る金融機関等への振込手数料等を負担するものとする。

(センターによる立替払)

第5条 センターは、業務実施会員に会員業務委託料を支払うために設定した入金基準日までに発注者から会員業務委託料を領収できなかった場合は、民法(明治29年法律第89号)第474条の規定による第三者の債務の弁済として、業務実施会員に対して会員業務委託料に相当する額を支払うことができるものとする。

2 センターは、前項の規定による業務実施会員に対する支払いを行ったときは、発注者に対して求償権行使するものとする。

(会員業務の実施)

第6条 業務実施会員は、会員業務の実施に当たり、関係法令を遵守するとともに、善良な管理者の注意をもって業務を実施するものとし、発注者の信用を害し、又は発注者が顧客から苦情を受けることがないように注意しなければならない。

2 センターは、業務実施会員に会員業務を安全に行うために必要な教育を行うものとする。

3 発注者は、業務実施会員が会員業務を実施するに当たり、業務実施会員がその生命、身体等の安全を確保しつつ就業することができるよう、必要な措置を行うものとする。

4 発注者は、業務実施会員が会員業務を実施するに当たり、業務実施会員に指揮命令を行うことはできない。

(費用の負担等)

第7条 業務実施会員が会員業務の実施のために必要な機械、設備若しくは機材(この条において「機械等」という。)又は材料若しくは資材(この条において「材料等」という。)を用意し使用した場合は、センターは、その費用を会員業務委託料として発注者に請求するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、業務実施会員は、対価を支払い会員業務の実施のために発注者から機械等の貸与を受け、又は材料等の提供を受けることができるものとする。

3 業務実施会員は、前項の規定により発注者から機械等の貸与を受けたときは、当該機械等を善良な管理者の注意をもって管理し、及び使用するものとする。

4 発注者は、第2項の規定により業務実施会員に機械等を貸与し、又は材料等を提供したときは、会員業務委託料から機械等の貸付料又は材料等の費用を相殺することができるものとする。

5 業務実施会員が第1項に規定する会員業務の実施のために必要な機械等をセンターから無償で貸与を受け、又はセンターが会員業務の実施のために必要な材料等を用意することを妨げない。この場合において、センターは、機械等の貸与料又は材料等の費用をセンター業務委託料として発注者に請求するものとする。

6 第3項の規定は、前項の規定により業務実施会員がセンターから機械等の貸与を受けた場合について準用する。この場合において、第3項の規定中「発注者」とあるのは「センター」と読み替えるものとする。

(会員業務の不履行及び代替措置)

第8条 業務実施会員は、健康状態その他の理由により会員業務を実施することができなくなったときは、速やかにその旨をセンターに申し出なければならない。

2 センターは、前項の申し出があったとき又は業務実施会員が会員業務を完遂させることができないと認めるときは、速やかに、当該業務実施会員による会員業務の実施を終了させ、発注者にその旨を通知するものとする。

3 第3条第2項の請負契約又は準委任契約(同条第5項の規定による変更が行われたときは、当該変更後の請負契約又は準委任契約)は、センターが前項の通知を行ったときに終了する。

4 センターは、第2項の規定により業務実施会員による会員業務の実施を終了させたときは、発注者の同意を得て、当該業務実施会員以外の会員(以下「代替会員」という。)又は会員以外の者であつて、センターが適当と認めて業務を行わせる者(以下「代替業務実施者」という。)を選定して会員業務を完遂させるものとする。

5 前項の規定によりセンターが代替会員を選定して会員業務を完遂させるときは、発注者は、本規約に定めるところにより、当該代替会員に会員業務を委託するものとする。

6 発注者は、第2項の規定により会員業務が終了したときは、当該業務実施会員が行った業務の出来高に応じ、センターと発注者が別に定める額(第7条第1項に規定する経費を含む。以下「出来高による額」という。)を当該業務実施会員に支払うものとする。

7 前項の規定により発注者が業務実施会員に出来高による額を支払うときは、第4条及び第5条の規定を準用する。この場合において、第4条見出し中「会員業務委託料」とあるのは「出来高による額」と、同条第1項中「第2条に規定する会員業務委託料」とあるのは「出来高による額」と、同条第2項、第3項、第4項及び第5項並びに第5条第1項中「会員業務委託料」とあるのは「出来高による額」と読み替えるものとする。

8 第4項の規定によりセンターが代替業務実施者を選定して会員業務を完遂させたときは、発注者は、センターと発注者が協議して別に定める額(第7条第1項に規定する経費を含む。以下同じ。)をセンターに支払うものとする。

9 センターは、代替業務実施者が完遂した会員業務の対価として業務委託料を代替業務実施者に支払うものとする。

(契約不適合責任)

第9条 業務実施会員が発注者に引き渡した成果物又は提供した役務の内容がセンターと発注者が別に定めた内容又は本規約に定める内容に適合しないものであるときは、発注者は、センターを通じて業務実施会員に追完を請求することができるものとする。ただし、当該不適合が業務実施会員の責めに帰することができな

い事由によるものであるときは、この限りではない。

- 2 センターは、前項の規定により発注者から追完の請求があった場合において、当該請求が相当と認めるときは、当該業務実施会員に、又は発注者の同意を得て、代替会員若しくは代替業務実施者を選定して、会員業務を完遂させるものとする。
- 3 発注者は、前項の規定により代替会員が会員業務を完遂する場合、センターの同意を得て当該業務実施会員に支払う会員業務委託料の額を減額することができるものとする。この場合において、センターは、速やかに、減額される額を当該業務実施会員に通知するものとする。
- 4 前項の規定によりセンターが代替会員を選定して会員業務を完遂させるときは、前条第5項の規定を準用する。この場合において、同条第5項中「前項」を「第2項」と、読み替えるものとする。
- 5 第2項の規定によりセンターが代替業務実施者を選定して会員業務を完遂させるときは、前条第9項の規定を準用する。

(利用契約の終了等による会員業務の終了)

第10条 センターと発注者が締結した利用契約がセンターと発注者との合意により解約されたとき、又はセンター若しくは発注者のいずれかから解除されたときは、センターは、速やかに、その旨を業務実施会員(当該利用契約の解約又は解除終了等の際、現に会員業務を行っている者に限る。次項において同じ。)に通知し、会員業務を終了させるものとする。

- 2 第3条第2項の請負契約又は準委任契約(同条第5項の規定による変更が行われたときは、当該変更後の請負契約又は準委任契約)は、業務実施会員が前項の通知を受けたときに終了するものとする。
- 3 第1項の規定により会員業務が終了したときは、第8条第6項及び第7項の規定を準用する。この場合において、第8条第6項中「第2項」とあるのは「第10条第1項及び第2項」と読み替えるものとする。

(双方代理の承諾)

第11条 発注者は、会員業務の遂行及びこれに関する一切の行為において、センターが発注者及び業務実施会員の双方を代理することについて、あらかじめ異議なく承諾するものとする。

(著作権の帰属等)

第12条 会員業務の実施により発生する著作権は、業務実施会員に帰属するものとする。

- 2 前項の規定は、会員業務の実施により発生した著作権を発注者に譲渡することについて、発注者とセンターが合意し、かつ、会員の同意を得ることにより当該著作権を発注者に譲渡することを妨げない。

(再委託、権利・義務の移転の禁止)

第13条 業務実施会員は、発注者からの事前の書面又は電磁的方法による承諾なしに、会員業務を第三者に再委託してはならない。

- 2 前条第2項及び前項に定める場合のほか、業務実施会員は、発注者からの事前の書面又は電磁的方法による承諾なしに、会員業務の実施に当たり取得する権利の全部又は一部を他に譲渡し、又は第三者のために担保に供してはならない。
- 3 第1項に定める場合のほか、業務実施会員は、発注者からの事前の書面又は電磁的方法による承諾なしに、会員業務の実施に当たり負う義務の全部又は一部を自己に代わって第三者に履行させてはならない。

(守秘義務・個人情報管理)

第14条 業務実施会員は、会員業務の実施を通じて知り得た発注者の秘密を第三者に漏えいしてはならない。

- 2 業務実施会員は、会員業務の実施を通じて取得した発注者又は第三者の個人情報を適正に取り扱わなければならない。
- 3 発注者は、業務実施会員の個人情報を適正に取り扱わなければならない。
- 4 前3項の規定は、会員業務終了後においても、なお効力を有するものとする。

(損害賠償)

第15条 発注者及び業務実施会員は、会員業務の実施に当たり、その責めに帰すべき事由により相手方に損害を与えた場合は、その損害を賠償する責任を負うものとする。

- 2 発注者及び業務実施会員は、前項の規定により、相手方に損害賠償の請求を行うときは、センターを通じて行うものとする。
- 3 業務実施会員は、第三者から損害賠償の請求を受けたときは、速やかに、その旨をセンターに通知するものとする。
- 4 センターは、第2項の規定により発注者から業務実施会員に損害賠償の請求を受けた場合、又は前項の規定により通知を受けた場合において、当該請求が相当と認めるときは、民法第474条の規定による第三者の弁済として、発注者又は第三者に損害賠償金の支払いを行うものとする。
- 5 前項の場合において、センターは、センターが加入する損害保険会社に前項の損害賠償金に係る損害保険により填補される額の支払いを求めるものとする。
- 6 第4項の場合において、センターは、業務実施会員に前項の損害保険の免責額の支払いを求めるものとする。
- 7 センターは、第4項の規定により発注者又は第三者に損害賠償金の支払いを行った場合において、第5項の填補される額に前項の免責額を加えて得た額が第4項の損害賠償金の額に達しないときは、加入する損害保険において、填補されなかった損害賠償金の額及び業務実施会員の過失の度等を斟酌して相当と認める額を業務実施会員に求償することができるものとする。

(その他)

第16条 本規約に定めのない事項については、センター及び発注者が協議し、業務実施会員の同意を得て、決定するものとし、本規約の条項に疑義が生じた場合についても同様とする。

附 則

この規約は、令和8年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和8年10月7日から施行し、令和8年10月1日から適用する。